

絵師川口月嶺の職務―盛岡藩「覚書」「御側雑書」を中心に―

齋藤里香

はじめに

川口月嶺（一八一―一八七二）は、江戸時代後期の盛岡藩を代表する絵師である。現在の秋田県鹿角市花輪（旧盛岡藩領）に生まれ、江戸で修業した後、藩に召し抱えられた。通称は榮七、後に七之助、明治二年（一八六九）直七と改名。画号は月嶺のほか真象などがあり、有度の落款も多い。印章に字を文紀としており、若水なども用いている。子孫宅には月嶺が残した写生帳や下絵類が数多く伝えられ、その大半は現在、岩手県立博物館と盛岡市先人記念館の所蔵となっている。

岩手県立博物館では、平成二十五年十月一日（火）から十一月十日（日）までの会期でテーマ展「盛岡藩絵師 川口月嶺のまなざし」を開催した。川口家伝来資料を軸に、関連作品や盛岡藩の記録などを併せて紹介したもののだが、調査の過程でいくつかの新たな知見を得た。本稿では主に盛岡藩出仕後の月嶺の職務等について、盛岡藩家老席日誌「覚書」、「御側雑書」及び「奥雑書」（いずれも、もりおか歴史文化館蔵）等から明らかにしていきたい¹⁾。

一 盛岡藩出仕以前

月嶺は文化八年（一八一二）、花輪の麴屋の二男に生まれた。幼いころから絵を好み、絵を描く以外には熱心でなく、奉公に出されてもうまくいかなかったという。十八歳の頃、ついに画業を志して故郷をあとにし、秋田から山形を遊歴して江戸に出、二十歳の頃、四条派の絵師鈴木南嶺（一七七五―一八四四）に入門したと伝えられる。月嶺の号の一字は師の南嶺から与えられたものである。²⁾

岩手県立博物館で所蔵する月嶺の修行時代の写生帳や下絵、縮図の類を見ると、

年紀がわかるものは概ね天保年間（一八三〇―一八四四）の作で、「文政庚寅秋八月十八日写」とある白鷹の図（鳥写生綴の内）が古い。文政十三年は十二月十日に天保と改元、この時月嶺は数え二十歳である。本格的に修行を始めたのが二十歳頃という月嶺の経歴の裏付けとなるものであろう。また、表紙に「天保十一年夏 縮図 写生 川口月嶺（印）」とある写生帳があり、この時すでに月嶺と号していたことがわかる。この写生帳は江戸周辺を行脚した際のもので、「武州岩槻」「武州花摘村」「鹿室村」「江ヶ崎村」（以上、埼玉県さいたま市岩槻区）、「武州埼玉郡市ノ割村」（埼玉県春日部市）、「北総関宿」（千葉県野田市）などの地名がみえる。

『江戸現在広益諸家人名録二編』天保十三年刊（一八四二）には、江戸在住の諸家にまじって「画 月嶺 川口榮七」の名が記されており（写真1）、月嶺が画人として江戸にあったことを証してくれるが、住所等は把握できなかったらしく、記載がない。

天保十五年（一八四四）、月嶺は烏山（栃木県那須烏山市）に滞在して当地の粕谷忠右衛門の娘静の婿となった。十二月二日に弘化と改まり、明けて弘化二年（一八四五）三月に長男亀次郎が生まれた。亀次郎は後に月村と号し、画人として知られることとなる。烏山滞在中に烏山藩主所蔵の風鳥（ふうちよう）を写す機会があったらしく、「烏山侯蔵 于時弘化二年乙巳夏六月念一日 風鳥写生」と書き入れがある写生（鳥写生綴の内、写真2）が残っている。

月嶺は間もなく烏山を発し、奥州街道を下って郷里に向かった。この時の「奥州道中日記」（盛岡市先人記念館蔵）の表紙に「弘化二年乙巳秋七月 奥州道中日記 烏山 月嶺有度」とある。亀次郎は生まれたばかりで、妻子を残して単身下ったものとみられるが、帰郷の理由は明らかでない。旅日記は八月四日黒沢尻までとなっているが、八月六日に盛岡の奈良養斎（一八〇三―一八七二）を訪ねたことがその

日記（岩手県立図書館蔵）から知られている。

「奈良養斎日記」弘化二年八月六日条

一、烏山藩中粕谷永七、画名月嶺来也、実は鹿角花輪川口永八弟也

月嶺はこの時、粕谷姓を名乗っている。月嶺を永七、兄を永八と書いているが、栄七、栄八であろうか。養斎は現在の鹿角市尾去沢の出身で、月嶺の兄を知っているような書きぶりである。月嶺と養斎は後に親しく交際があったが、そのことについては後述する。

「弘化二年冬」と年紀のある作品が鹿角で二点確認されており、冬には生まれ故郷の花輪で揮毫していたものとみられる。翌年二月二日、月嶺は盛岡藩に召し出された。花輪で月嶺の絵が評判となり、藩主南部利済（一七九七～一八五五）の知るところとなって召し抱えられたと伝えられるが、仕官の目処か希望があつての帰郷であつたかもしれない。

以上が盛岡藩出仕以前の概略である。

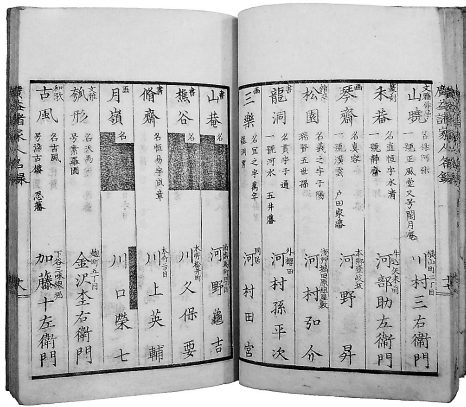


写真1 『江戸現在広益諸家人名録 二編』
天保13年刊(1842) 岩手県立博物館蔵



写真2
風鳥写生(鳥写生綴の内)
弘化2年(1845)6月21日
岩手県立博物館蔵

二 南部利済時代の職務

○弘化三年（一八四六）盛岡藩出仕 奥詰

月嶺は盛岡藩への出仕を機に、名を栄七から七之助に改めたらしく、藩の記録には川口七之助として登場する。七之助は亡父の名であつた。

盛岡藩「覚書」弘化三年（一八四六）二月二日条

一、花輪御給人勇治大伯父

古七之助妾腹之子 川口七之助

御遣方有之、式人扶持被下置被 召出、御代官召連罷出、於柳之間
老中列座帯刀申渡之

盛岡藩「覚書」弘化三年（一八四六）三月二日条

一、川口七之助并花巻御給人高瀬新八儀被 召出之永代證文、御目付を
以相渡之

月嶺は「御遣方」があり二人扶持で召し出された。この時の証文は盛岡市先人記念館に所蔵されている。絵師としての腕を見込まれたことは疑いが無いが、月嶺が支給された二人扶持は小禄といつてよい。同年十月二十六日に奥詰を拝命した。

盛岡藩「覚書」弘化三年（一八四六）十月二十六日条

一、藤井又蔵

川口七之助

奥詰被 仰付、御目付を以申渡之

月嶺とともに奥詰を拝命した藤井又蔵（？（一八六七）は長州の出身で、盛岡藩医大島周意に弟子入りして盛岡城下への永住を許されていた者だが、この年三月に五十石で召し出され、助教を仰せ付かつていた（「覚書」弘化三年一月十三日条、

同三月二十日条、同三月二十三日条)。医師ではなく儒者としての登用であった。

「奥雑書」をみると、奥詰拝命後の月嶺と又蔵の様子がかいま見える。

盛岡藩「奥雑書」弘化三年(一八四六)十月二十六日条

一、 藤井又蔵

川口七之助

奥詰被 仰付

右之通、表御用部屋より達有之、御側通え申達之

一、 藤井又蔵

御連枝様方御侍読申上被 仰付

一、 同人

於奥月次 御前講釈被 仰付

右之通申渡、御側通え申達之、申上被 仰付候儀は

御連枝様方え申上之

一、 奥詰 藤井又蔵

川口七之助

為見習、日々出仕可致候

右之通、此方申渡之

盛岡藩「奥雑書」弘化三年(一八四六)十一月一日条

一、 奥詰 藤井又蔵

川口七之助

御中丸え

通御懸新御廊下において始ての

御目見被 仰付、此方姓名披露之

但、図面有之、被 仰出留に有之

一、 同 藤井又蔵

川口七之助

一、 六四時より八時迄出仕可致候

右之通、申渡之

一、 奥詰 川口七之助

御絵御用之節は大奥えも罷通可申候

右之通申渡、御側通・大奥え申達之

盛岡城は「表」「奥」「大奥」に区分されていた。「表」は盛岡藩の政庁であり、政治の中心で、家老が総括した。「奥」は藩主が起居し、政務を執った場所で、藩主側近と奥勤を御側廻、御側通と称して御近習頭が総括した。御近習頭はまた「大奥」を含めた藩主家の家政を総覧した。藩の職名等には変遷があつて一様ではないが、家老席のことを「表御用部屋」、御近習頭席のことを「奥御用部屋」と称した。月嶺と又蔵は奥詰に任じられたことにより御近習頭の管轄下に置かれ、奥向の職務については「御側雑書」や「奥雑書」に記録されることとなった。なお、奥勤であっても、役職の任免など基本的な人事については御目付が所管し、家老が総括している。³⁾

「奥雑書」弘化三年十月二十六日条によると、奥詰となった七之助こと月嶺と又蔵は、見習いのため日々出仕するよう命じられている。十一月一日には藩主南部利済に「通御懸新御廊下」で初御目見している。出仕の時間は六四時から八時までとあるから、およそ午前七時半から午後二時までといったところか。月嶺は「御絵御用」の節は大奥へも通ることが許された。

盛岡藩における「御抱絵師」を概観した論考に阿部守雅・千葉一大「盛岡藩の御抱絵師」(『岩手県立博物館研究報告』第十五号、一九九七年三月)がある。藩御抱絵師の系譜と藩組織における位置づけ、業務の実態などを示したものだ。月嶺が出仕した当時、盛岡藩にはお抱えの「御絵師」が三人、職人待遇の「御小納戸支配御絵師」が二人いた。「御絵師」は江戸に常府の狩野休意(一八一七～一八八一)十人扶持、国元に藤田祐昌(一八〇六～一八六六)十人扶持と森保斎(生没年不詳)三両三人扶持、「御小納戸支配御絵師」は狩野(石川)佐助(一七九六～一八七六)二両二人扶持と川村民治(一八二三～?)二人扶持である⁴⁾。明治は

姓を名乗ることが許されておらず、流派も不明だが、他はいずれも狩野派である。

「御絵師」は藩の公的御用をつとめ、「御小納戸支配御絵師」は藩主らの衣類や調度などを賄う「御小納戸」の御用をつとめることが基本であろう。奥詰に任じられた月嶺は、彼らとは別枠と言える。

阿部・千葉は月嶺が「御絵師」ではなく「奥詰」に任じられた理由として二つの推論をあげている。「第一は月嶺の伝えた円山四条派は当時において今までと趣を変えた画風であり、藩主の個人的好みもあって、奥詰として側近く召し抱えられたのではないか。第二は藩の御絵師は狩野派が本流という不文律があり、狩野派以外が御絵師となることが出来なかったのではないか」ということだ。

盛岡藩では藩士に「御絵御用」を命じる場合があり、阿部・千葉は御納戸御小納戸兼帯・高橋十助が「御絵御用出精相勤候に付、銀三枚拝領被 仰付」（「覚書」弘化三年十二月二十四日条）、御納戸・小寺左衛記が「成姫様御絵并御茶御相手にも罷出可申旨被 仰出」（「覚書」弘化三年十二月二十六日条）という事例を紹介している。いずれも月嶺が出仕した年の記録である。また、同年十一月八日には海野樗岳（梅岳）の名で絵師として知られる高橋操（一八二一～一八七七）が奥詰に任じられ、同月十日に「御連枝様方御相手」を仰せ付かっている（「覚書」弘化三年十一月八日条、同十日条）。月嶺と樗岳は同時期に奥詰として利済に仕えていた訳である。

奥詰は藩主の直接の指示によって御用をつとめやすい。月嶺については、「御絵御用」をつとめる士分での採用が利済の「御遣方」に属していたのであろう。

○弘化四年（一八四七） 御絵御用出精 大奥御殿修補

弘化四年（一八四七）六月三日、月嶺は兼々「御絵御用」に出精し、「大奥御殿向修補」についても格別出精のため銀五枚を拝領した（「奥雑書」同日条）。

この日は「大奥御殿向修補」に出精した大工たちや、「大奥御殿向御造補御取締方」につとめた大年寄らにも褒賞が与えられている（「奥雑書」同日条）。この度の修補では大奥二階の上段之間、新御殿中二階などの増改築が行われた（「覚書」同日条）。

○弘化五年／嘉永元年（一八四八） 御絵御用出精 江戸登

弘化五年（一八四八）一月十三日、月嶺は「御絵御用出精相勤候に付、御召御小袖」を拝領している（「御側雑書」同日条）。また、同月二十七日、保太嫡子・金矢友之助（？～一八八九）が月嶺の手伝いをして金二百疋を拝領したとある（「御側雑書」同日条）。友之助は藩士金矢保太の嫡男で、月嶺の門弟として知られる。桃溪を画号としており、月嶺に師事する以前から絵の素養を備えていたものと考えられる。さて、月嶺は前年九月七日に江戸登を命じられ、この年一月二十七日に出立した。途中、烏山を経由とみえ、樗岳（高橋操）と同行している。

盛岡藩「覚書」弘化四年（一八四七）九月七日条

一、 奥詰 川口七之助
御用有之、登被 仰付

但、出立日限は追て可申達旨御目付を以申渡之
右、於柳之間老中列座帯刀申渡之

盛岡藩「覚書」弘化五年（一八四八）一月十三日条

一、 奥詰御連枝様方御相手 高橋 操
御用有之、登被 仰付、於柳之間老中列座典膳申渡之

一、 川口七之助
来る廿七日出立被 仰付、御目付を以申渡之

盛岡藩「覚書」弘化五年（一八四八）一月二十日条

一、 高橋 操
来る廿七日出立被 仰付、御目付を以申渡之

盛岡藩「覚書」弘化五年（一八四八）一月二十六日条

一、 奥詰 川口七之助
高橋 操

明廿七日出立登に付、下野烏山え相廻罷登可申候

右、於奥御側御目付を以申渡候段御近習頭申出、御役人共えも申渡之

月嶺と楳岳の江戸登については、まず老中が申し渡し、出立日については後日、御目付から申し渡している。さらに烏山を経由することについて奥で御側御目付から申し渡したことを御近習頭が表御用部屋へ申し出ている。また、御側御目付は月嶺と楳岳から出立の届があったことを御近習頭に報告している（「御側雑書」弘化五年一月二十六日条）。「御用」の中身は不明だが、烏山を経由している点が特筆される。

月嶺は江戸を三月十六日に出立し、四月十七日に盛岡に到着しているが、帰りの道中も烏山を経由しており（「御側雑書」嘉永元年四月十八日条）、この時に数え四歳となった亀次郎と妻静を同道して盛岡に下った可能性も考えられる。

月嶺と共に江戸に登った楳岳は、狩野勝川院雅信（一八二三～一八八〇）の画塾への入門を仰せ付けられた（「御側雑書」嘉永元年五月一日条）^⑤。雅信は当時幕府奥絵師筆頭の本挽町狩野家十代目当主で、門下から近代日本画の礎を築いた狩野芳崖（一八二八～一八八八）と橋本雅邦（一八三五～一九〇八）を出したことで知られている。楳岳は初め狩野勝川院雅信、後に岸岱（一七八二～一八六五）に学び、さらに元明の古跡を模倣し、円山応挙（一七三三～一七九五）の画風を慕ったという^⑥。楳岳は嘉永五年（一八五二）四月に帰国しており（「奥雑書」同年四月二日条、同四月九日条）、およそ四年の間江戸に滞在したものとみられる。

今は岩手県立博物館の所蔵となった川口家伝来資料の中に、楳岳が嘉永元年五月中旬に江戸で呉春の画を写した「梅の図」がある。「梅岳」印のある「曲水宴図」下絵もあり、月嶺と楳岳との交流が知られる。

この年六月、三閉伊一揆を機に利済は隠居し、嫡男利義（一八二三～一八八八）が家督を継いだ。しかし実権は利済の掌中にあった。

○嘉永二年（一八四九） 奥詰勤中一ヶ年皆勤 御小納戸

利済は嘉永二年（一八四九）九月に利義を退け、十月、三男利剛（一八二六～

一八九六）が藩主の座についた。奥詰であった月嶺は十月二十六日に御小納戸に転役となり（「覚書」同日条）、見習いのため日々出仕するよう申し渡されている（「御側雑書」同日条）。十一月一日、利済は転役となった者たちに御逢いになり、御近習頭・毛馬内蔵人が姓名を披露している。またこの日、月嶺は御小納戸の「御番人」を命じられた（「御側雑書」同日条）。十二月二十二日には「奥詰勤中一ヶ年皆勤に付」、「御褒詞」をいただいた（「御側雑書」同日条）。

○嘉永三年（一八五〇） 新次郎殿御画申上 御小姓格奥詰

嘉永三年（一八五〇）一月十三日、月嶺は利済の四男で藩主利剛の弟新次郎（一八二〇～一八九二）への「御画申上」を仰せ付かり、前出の金矢友之助こと桃溪、沢田市郎太こと雪嶺（一八二五～一八七七）が「御画御相手」を仰せ付かった。

盛岡藩「覚書」嘉永三年（一八五〇）一月十三日条

一、 保太嫡子 金矢友之助

沢田一（マ）郎太

新次郎殿御画御相手被 仰付、何も御目付を以申渡

（略）

一、 沢田一（マ）郎太

奥御用部屋御物書被 仰付

盛岡藩「奥雑書」嘉永三年（一八五〇）一月十三日条

一、 川口七之助

新次郎殿御画申上被 仰付

右之通申渡、

新次郎殿え申上、御側通え申達

（略）

一、 保太嫡子 金矢友之助

沢田一（マ）郎太

新次郎殿御画御相手被 仰付

右之通表御用部屋より達有之、御側通え申達之

御小納戸の月嶺は「奥」で申し渡され、桃溪と雪嶺は「表」で申し渡されている。月嶺の件は「覚書」には記載されておらず、「奥」の裁量によるものらしい。無役であった雪嶺は同日に奥御用部屋御物書に任じられている。この時新次郎の諸芸の御相手を仰せ付かった者は総勢四十五名、内容は経学、兵学、射術、馬術、鑓術、鉞術、謡、音楽、画の九種類である（「覚書」嘉永三年一月十三日条）。

月嶺が出仕して以降、狩野派が主流であった藩内に田山四条派の画風が広まったと言われるが、月嶺は利済に重用され、その子に絵の手ほどきをしているのであるから、藩士たちの間に広まるのも当然である。雪嶺も月嶺の門弟として知られる。ところで月嶺が御小納戸に任じられた当時、前出の奈良養斎は「御用中御勘定吟味役・御小納戸・御銅山御取次兼帯」で、銅山御用と御小納戸を兼務していた（「覚書」嘉永二年十二月五日条）。この頃から養斎の日記（岩手県立図書館蔵）には月嶺の名が散見され、次のような記述もある。

「奈良養斎日記」嘉永三年一月二十四日条

一、御銅山方え相廻り、御銅山御用向とも申談之

一、川口七之助、御画御用有之、今日より当番拔届有之

月嶺は前年十一月一日に「御番人」を仰せ付かつていて（「御側雑書」同日条）、この年正月も「当番」として名がみえる（「奥雑書」嘉永三年一月三日条）。しかし「御画御用」のために一月二十四日から御小納戸の当番を抜ける旨の届け出があり、同役であった養斎がこれを知って書き留めたものであろう。

月嶺が利済へ「御役初ての御目通」を仰せ付かったのは二月十一日のこととみえる（「御側雑書」同日条）。だが九月二十八日、月嶺は再び奥詰となり、御小姓格を仰せ付けられた（「覚書」同日条）。

○嘉永四年（一八五二）新次郎殿御画申上 大奥御普請 五人扶持

月嶺の嘉永四年（一八五二）の日記「年中御用控」が紹介されている⁷⁾。これによると、月嶺は一月九日から連日のように御用を承っている。奥、大奥、広小路御殿の御用のほか、勘定所からの依頼もみえる。大奥では増改築工事が行われていたため、それに関わる仕事が多かったようで、利済から頻繁に召され、御用を仰せ付かったり指示を受けたりしている。新次郎からの召し出しも間々見受けられ、亀次郎（月村）を連れて城へ上がったところ、大奥に召されて利済の八男栄千代（一八四三～一九〇九）の御前で画を認めたという記述もある。基本的には自宅で作業をし、完成品の上納、下絵の上納など必要に応じて城へ出向いている様子で、差紙での呼び出しも多い。屏風、掛軸、衝立、襖など、相当な数を手がけている。城へ出る時間と退出する時間はまちまちで、もつとも遅い退出時刻は夜八ツ時（午前二時頃）。御膳、御酒を頂戴している日も多く、褒美として内々に金子を拝領した記述もある。また、「御小姓格奥詰」の一藩士として奥での行事に関わる日もあり、「御側雑書」にも名前が散見される。弟子たちの出入りもあり、前出の桃溪（金矢友之助）、雪嶺（沢田市郎太）のほか、月江こと船越善治（一八三〇～一八八一）の名もみえる。

利済が行った大奥の増改築は大規模なもので、聖長楼と称する三階御殿をはじめ、相当数の居室が営まれた⁸⁾。川口家伝来資料（岩手県立博物館蔵）の中には大奥襖の下絵と伝えられる「雅楽観覧之図」や「御居間下絵」の付箋がついた「藤と亀の図」襖下絵、「御八畳御間」の付箋がついた「富士山図」襖下絵があり、そのほかにも盛岡城大奥に納めたと推測される衝立の下絵などがある。現存する大奥湯殿の杉戸「西王母図」（個人蔵）の下絵「宮宮三美人図」（盛岡市先人記念館蔵）も知られている。

大奥普請は十一月十六日に上棟の祝があり（「御側雑書」同日条）、十二月二十三日、月嶺は「兼々、御絵御用出精相勤、且、此度大奥御普請向に付、骨折相勤候に付」三人扶持を加増され、五人扶持となった（「覚書」同日条）。この扶持証文も盛岡市先人記念館に所蔵されている。大奥普請は月嶺出仕後の最大の仕事であった。

また、十二月二十八日には月嶺が「新次郎殿御画申上」、桃溪・雪嶺・月江が「新

次郎殿御画御相手申上」によって諸芸の指導者、御相手とともに歳暮御祝儀として「鮭塩引一尺」（一尾）を頂戴している（「御側雑書」同日条）。

○嘉永五年（一八五二） 新次郎殿御画申上

嘉永五年（一八五二）一月十三日には改めて桃溪・月江が「新次郎殿御画御相手」を仰せ付かり、少将様（利済）、大守様（利剛）に御目通りの節は奥詰格を仰せ付けられた旨、表御用部屋から奥へ達しがあつた（「奥雑書」同日条）。加えて奥では奥御用部屋御物書の雪嶺が「新次郎殿御画御相手」を仰せ付けられ、御側御目付が申し渡している（「奥雑書」同日条）。一月二十日が御稽古初で、新次郎は種々の稽古事の指導者と御相手に手ずから熨斗を下賜し、月嶺と桃溪、月江の名もみえる。また一同は御吸物と御酒を頂戴している（「御側雑書」同日条）。

四月九日、藩主利剛が着城し、御供下りの一員として楳岳が盛岡に戻つた（「奥雑書」同日条）。四月十四日には前年に利剛が従四位侍従に叙任された御祝儀等として月嶺、楳岳とも金二百疋を拝領している（「奥雑書」同日条）。また、四月二十日には雪嶺・桃溪・月江が利剛の「御画御相手」を仰せ付かり、御目通りの節は奥詰格とされている（「奥雑書」同日条）。雪嶺は三月二十六日に「奥向別段御用取調向出精相勤候に付、金二百疋拝領被 仰付」とみえ、この時の肩書きは「奥御用部屋御物書・御元方所御物書・当分漁物御調所御物書兼帯」となっている（「奥雑書」同日条）。また雪嶺は八月以降、沼宮内通、大槌通、厨川通へと差し向けられており、本務にも忙しかったようだ（「覚書」嘉永五年八月二十一日条、同十月二十五日条、同十一月晦日条）。

十二月二十八日は御稽古納で、利剛の「御画御相手」をつとめた雪嶺・桃溪・月江は歳暮御祝儀として「鮭塩引一尺」を頂戴している。また、新次郎へ「御画申上」の月嶺は金百疋と御肴一折を頂戴し、新次郎の「御画御相手」としても雪嶺・桃溪・月江は「鮭塩引一尺」を頂戴したとみえる（「奥雑書」同日条）。

○嘉永六年（一八五三） 新次郎殿御画申上

嘉永六年（一八五三）一月十三日には再び雪嶺・桃溪・月江が「大守様御画御相

手」を仰せ付かり、桃溪と月江が「新次郎殿御画御相手」を仰せ付かった（「奥雑書」同日条）。この時、月江の名は善治から善四郎に改まっている。また、一月二十日の御稽古初では雪嶺・桃溪・月江の三人が、利剛、新次郎にそれぞれ「御画御相手」として御目通りし、御手熨斗を頂戴した（「奥雑書」同日条）。

一月二十日、新次郎と栄千代は領地を高増され、四月二十四日、利済は儀式が万端滞りなく済んだ祝儀を御用をつとめた者たちに下賜し、月嶺は銀二枚を拝領（「奥雑書」同日条）。六月十八日には雪嶺と桃溪に月嶺に命じた御用へ手伝いをするよう達せられているが、御用の中身には触れていない（「奥雑書」同日条）。

月嶺は出仕後、利済に重用されてきたが、隠居として藩政を後見してきた利済は嘉永の三閉一揆を機にその責任を問われ、この年、幕府に出府を求められた。利済は体調不良を理由に参府を先延ばしにし、藩の定例の行事にも参加しなくなる。

十二月二十八日は利済の「御不例」を理由に利剛と新次郎の「御稽古納に付ての御逢」が中止された。御歳暮御祝儀は例年通りで、月嶺も「新次郎殿御画申上」につき「鮭塩引一尺」を下される旨申し渡されたが、「但、御省略に付、塩引被下之処、赤魚一折宛被下、外是迄之通」とあり、実際は赤魚一折だったらしい（「奥雑書」同日条）。

○嘉永七年（一八五四） 利済出府 御祝儀御用

嘉永七年（一八五四）一月二十六日、利済は盛岡城を出立し、江戸に向かった。この年は寅年で、駕籠の中には御祝儀御用として制作された月嶺筆「左右松竹 中虎」三幅対や虎の彫物五疋、阿弥陀・観音・勢至の画像等が入れたという⁹⁾。月嶺が利済のためにつとめた最後の御用であつたかもしれない。

利済は江戸麻布の盛岡藩下屋敷に蟄居し、安政二年（一八五五）四月十四日に帰らぬ人となった。このことは月嶺にとって大きな転機であつた。

三 南部利剛時代の職務

○嘉永七年／安政元年（一八五四）→安政三年（一八五六） 御役御免

利済の出府を機に藩の体制は改められ、「格外之御省略」が命じられて人員も整理され、嘉永七年（一八五四）三月二十二日、月嶺は御小姓格を御免となった（「覚書」同日条）。利済が普請した大奥新御殿の「格別に目に立候御場所」は四月二日から追々取り壊され^⑩、月嶺苦心の作も散逸する結果となった。

利済の死からおおよそ二カ月後の安政二年（一八五五）六月十一日、利済の「御絵像認方」が御小納戸支配御絵師の狩野佐助に命じられ、月嶺にはその指図をするよう下命があったが、翌日には佐助に代わって御絵師の藤田祐昌が月嶺の指図のもと制作するよう命じられた（「覚書」安政二年六月十一日条、同十二日条）^⑪。しかし六月十五日には見合わせとなって、利済の肖像画は江戸の狩野休意に命じられることとなった^⑫。月嶺は新次郎への「御画申上」を御免となり（「覚書」安政二年十一月九日条）、ついには奥詰を御免となって（「覚書」安政三年十一月十一日条）、以後数年の間、藩の記録にその名がほとんど見られなくなる。

月嶺の弟子雪嶺は嘉永七年（一八五四）二月一日に利剛の「御画御相手」を仰せ付かったが（「御側御目付留」同日条）、同年四月二十九日には御免となっている（「覚書」同日条）。以後、雪嶺、桃溪、月江とも御絵御用をつとめた記事は見当たらない。月嶺の嫡子亀次郎こと月村は、同年十月六日に「御胤家様方御相手」を仰せ付かったが（「覚書」同日条）、十一月六日に御免となった（「覚書」同日条）。

もっとも、雪嶺、桃溪、月江はもとより武士であって、嘉永七年に利剛が藩士子弟らの武芸を上覧の砌、「出来宜に付」御褒詞などを頂戴した者たちの中に名がある。桃溪こと金矢友之助は「宝蔵院流鎌術」（「覚書」嘉永七年七月六日条）、雪嶺こと沢田市郎太は「印西流弓術」（「覚書」同年七月二十九日条）、月江こと船越善四郎は「荻野流炮術」（「覚書」同年八月八日条）をそれぞれご覧に入れている。

月村こと亀次郎もまた荻野流炮術を修練しており、安政三年正月に盛岡藩鉄砲方をつとめた櫻井忠太夫から「第一之許状」を授けられている^⑬。月村は武芸に長じていたという。

利剛の学問と諸芸の御相手をみると、嘉永六年（一八五三）には経学、兵学と射術、馬術、書、音楽、画、茶事、乱舞であったが（「覚書」同年一月七日条、同十三日条）、安政二年（一八五五）には経学、兵学と馬術、射術のみで音楽や画などは稽古事か

ら外れ（「覚書」同年一月十三日条）、安政三年（一八五六）に炮術が加わっている（「覚書」同年一月十三日条）。「格外之御省略」と武の比重が高まった時代の要請によるものであろう。

なお、安政二年、盛岡藩は蝦夷地（北海道）出兵を命じられ、函館半島、噴火湾沿岸の警備を分担した。月江は安政二、三年に蝦夷地に滞在し、噴火湾沿いの風景絵巻「蝦夷奇趣真写図」（もりおか歴史文化館蔵）や「箱館港図」（同館蔵）を描いている。藩命によって同地に派遣されていたものと考えられる。

○安政四年（一八五七）～文久二年（一八六二）東北地方写生

月嶺が奥詰を御免となって以降の暮らしぶりがどのようなものであったのかは明らかにしたいが、「山水真写譜」（岩手県立博物館蔵）という図譜に「安政戊午ヨリ記之」とあり、十和田湖や郷里の鹿角周辺、岩手山、七時雨山、玄武洞（雫石）、石巻湊など、各地の風景がまとめられている。戊午は安政五年（一八五八）にあたり、月嶺は奥詰を御免となった後、北は十和田湖、南は北上川河口の石巻までを旅して風景を写していたものと推察される。また、「生写集」（岩手県立博物館蔵）という写生帳に「山水真写譜」と同じ構図の風景写生が五図含まれており、こちらが現地での一次写生とみられるが、中に「壬戌閏八月 猫写生 於花巻安浄寺」の書き入れがあつて文久二年（一八六二）頃のものとなる。したがって「山水真写譜」の成立はそれ以降で、恐らくは無役であった数年の間に各地を歩いて描きためた写生を後に浄写してまとめたものであろう。

一方、月村は関流の算術を学んでおり、さらに江戸で稽古させたいと月嶺が願ひ出たことが知られている^⑭。時は幕末、月村が月嶺同様に御絵御用で取り立てられる可能性は低く、他の道に活路を見出そうとしていたのかもしれない。

盛岡藩「覚書」文久元年（一八六二）九月十七日条

一、 川口七之助

嫡子、亀次郎儀当十六歳罷成、兼て関流算術阿部九兵衛門弟罷成稽古罷在候処、兎角於此御許任心底兼未熟に付、横濱官平当 御参勤

御供登被 仰付罷登候付隨身仕、於御門外師家相求め稽古仕度旨望
申候付、手前物入を以爲差登広稽古爲仕度、同人詰合中、御暇被下
置度申出願之通

○文久三年（一八六三） 大奥御用聞格

月嶺が再び役職を仰せ付けられたのは文久三年（一八六三）一月二十日のことで、この度は「大奥御用聞格」を拝命した（「覚書」同日条）。奥詰を御免となつてから丸六年が経ち、齢五十三の月嶺が再び役職を仰せ付かった理由は不明だが、月嶺の弟子たちはそれぞれに藩の実務を担う役職についており「文久元年当時、桃溪（友之助）あらため金矢理蔵」は飯岡通代官、雪嶺（沢田市郎太）は御雇勘定方、月江（船越善四郎）は大更新田奉行、月嶺に再び御絵御用をつとめさせようと考えたものだろうか。世情騒がしく、人手が不足していたとも考えられる。

時を同じくして、常府であつた狩野休意が藩主夫人・明子（一八三六～一九〇三）に随行して国元に下向した（「御側御目付留」文久三年一月十八日条）。明子の着城は二月十六日のことであつた（「覚書」同日条）。当時、盛岡藩では在府人員の削減を行つており、藩士の「国勝手」が命じられ、休意も江戸から盛岡へ移つたものと考えられている¹⁵。江戸にあつた休意は奥御医師格奥詰とされた後、御画御相手を仰せ付かつていたが（「奥雑書」安政三年十月十四日条）、下向の節「道中御茶道本役同格」を勤めるよう命じられ（「御側御目付留」文久三年一月十八日条）、国元では別段の思召しによつて「御茶道加」を仰せ付けられ、「御画御用等之節は、大奥えも罷通」御用向を勤めるよう申し渡された。また、明子の篤宿湯治の御供も仰せ付かつている（「覚書」文久三年四月十三日条）。休意はこの後、盛岡に居を定め、当地で御用をつとめることとなる。月嶺が「大奥御用聞格」とされた背景には、藩主夫人らの国元下向も関係しているのかもしれない。

○慶応元年（一八六五）～慶応二年（一八六六） 大坂登 郁姫様御画申上

月嶺の身辺に新たな動きがみられるのは、慶応元年（一八六五）のことである。三月二十七日、七之助嫡子川口亀次郎こと月村は「大砲方手伝」を命じられた（「覚

書」同日条）。五月三日には桃溪嫡子の惇蔵、五月九日には月嶺が閏五月三日に立する藩主の「御参府御供登」を命じられている（「覚書」同日条）。五月十六日、桃溪は御納戸を拝命し（「覚書」同日条）、五月十八日、月嶺は「郁姫様御画申上」、桃溪は「郁姫様御画申上之心得を以御相手」を仰せ付けられた（「御側雑書」同日条）。利剛の息女郁姫（一八五三～一九〇八）は、明治維新後に華頂宮博経親王に嫁いだ郁子である。郁子の手になる和歌と月嶺画による合作「富士之図」（もりおか歴史文化館蔵、写真3）はこの頃のものかと想像される。また桃溪は閏五月二十一日、「御子様方え差向相勤」めるよう申し渡されている（「御側雑書」同日条）。八月二十日、休意は再び藩主夫人の篤宿湯治の御供を仰せ付かった（「御側雑書」同日条）。

月嶺は江戸登の道中で初め「御先供御用」を命じられたが御免となり、「御小姓加」「御小休御用」を勤めることとなった。また、持病の疝癰（せんじやく）があり介抱のため二十歳になる嫡子の亀次郎（月村）を連れて行きたいと願い出、許されている（「覚書」同年閏五月一日条）。江戸詰の間は「御小姓加」とされ、御納戸御用を勤めるよう命じられている（「御側雑書」同年六月六日条）。また、江戸登の道中、「御小休御用出精相勤候付」金二百疋を拝領した（「御側雑書」同年八月七日条）。

川口家伝来資料に「道中諸画家縮図」（盛岡市先人記念館蔵）という綴りがある。奥州道中の本陣に掛けられていた絵画を写したもので、石鳥谷本陣の雅楽介岸良筆「龍虎図」（二幅対）、鬼柳本陣の狩野永叔筆「鶴図」（二幅対）、氏家本陣の文晁筆「雲龍図」などが控えられている。本陣を使用できるのは藩主や幕府役人などに限られ、諸士が宿泊できる場所ではなかったため、月嶺は御小姓加・御小休御用の機会を得てこの縮図を作成した可能性が考えられる。

さて、閏五月十六日に江戸に到着した利剛であつたが（「覚書」同年閏五月二十六日条）、「痛所」があつて領内の温泉で療養したいと御暇を願い出、許しを得て八月二十九日に江戸を出立（「覚書」同年九月三日条）、九月十五日に帰国着城した（「覚書」同日条）。一方、月嶺は江戸で「大坂登」と御用中の「御銅山吟味役加」を命じられ、江戸詰合中の「御納戸御用勤」「御小姓加」は御免となつて、八月二十四日に上方へ向けて出立した（「御側雑書」同年九月三日条）。この時の道中の出費などを控えた「東海道萬覚帳」（盛岡市先人記念館蔵）や写生帳「東海道道中記」（岩手県立博

物館蔵)などが残っており、宿場の風景や富士山の眺望を写しながら旅をした様子がかがわれる。琵琶湖周辺や京都周辺、伊勢の二見浦、西は須磨、明石までの写生が残っており、後に浄写してまとめたものや作品として仕上げたものもある。しかし、写生帳にあるのは社寺や名所の風景のみで、「御銅山吟味役加」の御用向きを推測できるようなものはない。

月嶺の大坂登の理由は不明だが、盛岡藩は慶応元年十月から翌年四月にかけて京都勤番の命を受け、藩士らを京都に派遣して御所日之御門前の守衛にあたっていた。また、銅山方の川合林蔵という者が「御銅山吟味役」として大坂行きを命じられた記事が確認でき(「覚書」慶応元年十一月十二日条)、月嶺が絵図や記録画作成などの役目を負っていた可能性も考えられよう。

月嶺が大坂に滞在した期間は確認できないが、慶応二年五月十一日の江戸出立を命じられ(「御側雑書」同年五月二十五日条)、同月末頃には盛岡に戻ったものとみられる。六月二十日には「京大坂御用向出精相勤候に付、金五百疋拝領」とみえる(「覚書」同日条)。また同日、惇蔵と月村は「京都御守衛御用出精相勤候付、金貳百疋」ずつを拝領しており、両人も江戸から京都へ派遣されていたことが分かる。月村は慶応三年一月十九日に「大炮方手伝」を御免となった(「覚書」同日条)。

この間、利剛は慶応二年三月二十五日から四月十九日にかけて鉛湯元へ湯治に出かけ、桃溪と休意が供をしている(「覚書」同年二月二十七日条)。利剛は鉛温泉付近の景勝の地を八つ選んで随行者とともに歌を詠み、休意と桃溪に絵を描かせて画帖とした(「鉛村八景」花巻市・安浄寺蔵)¹⁶。利剛は安政二年(一八五五)十月二日の大地震の折、江戸桜田の盛岡藩上屋敷にあつて負傷し、その旧創が癒えないために暇を乞い、帰国して鉛の温泉に浴したものである¹⁷。

○慶応三年(一八六七) 利剛鉛湯治随行

利剛は慶応三年(一八六七)三月二十日から四月六日にかけて再び鉛へ湯治に赴いた。この度は月嶺が供を仰せ付かり、湯治御用中は御納戸御用を勤めるよう申し渡されている(「覚書」同年三月三日条、同三月四日条)。利剛は鉛八景に次いで「大沢八景」を選び、侍臣と歌を詠んで月嶺に絵を描かせ、画帖とした(「大沢八景」

株式会社大沢温泉蔵)。新渡戸仙岳選「養斎俳句抄」(岩手県立図書館蔵)に養斎が月嶺に贈った句があることが知られている¹⁸。「月嶺画工鉛の客舎にあるにおくる／温泉の山や独活売る女酒吞まむ」という句はこの折のものかもしれない。

また、利剛は「痛所」があることにより、七月二十日から八月八日にかけてこの年二度目の鉛湯治に赴いた。この時の供の中に月嶺や桃溪、休意の名は見えないが、「南部利剛鉛湯治留」(もりおか歴史文化館蔵)を見ると、七月二十五日に御納戸・金矢理蔵こと桃溪、奥御医師・肥田玉仙、御小納戸加中奥御小姓・堀江市蔵が御機嫌伺いのために鉛を訪れている。三名は二十七日に戻る予定であったが、桃溪は川口七之助こと月嶺が罷り越すまで留め置くよう沙汰された。月嶺は二十九日に到着し、御機嫌伺いのためばかりでなく、かねて蒙っていた御用の儀を伺うために罷り越した旨を申し出ている。利剛は湯治中に再び月嶺に絵を描かせようと考えていたのだろう。桃溪は八月一日に戻ったが、月嶺はそのまま滞在し、利剛の供をして盛岡に戻ったものとみられる。

桃溪の来訪については、島川十郎(成梁)「鉛湯元日記」(写本、もりおか歴史文化館蔵)にも記されている。島川十郎は当時中奥御小姓を勤め、三月、七月とも利剛の鉛湯治に御供している。三月に湯治の折は「大沢八景」(株式会社大沢温泉蔵)に「高倉山暮雪」の歌を詠み、七月の湯治の折は大沢八景の歌を詠んで奉るようにとの命を受け、「鉛湯元日記」に歌を書き留めている。

○慶応四年／明治元年(一八六八) ～明治四年(一八七二) 直七と改名 隠居

慶応四年(一八六八)一月三日、鳥羽・伏見の戦勃発。新政府軍は徳川慶喜と会津藩へ追討令を発し、奥羽諸藩にも命が下る。四月一日、休意は奥羽鎮撫使が鬼柳境より盛岡藩領内を通行する際の付添を命じられ(「覚書」同日条、同五月十九日条)、御雇勘定方であった雪嶺は、「会津御征伐応援」御用のため四月六日の出立を命じられた(「覚書」同年四月五日条)。桃溪は会津征伐応援にかかる莫大な費用を「恐察」し、金二十両の献納を藩に願ひ出た(「覚書」同年五月九日条)。東北諸藩は会津藩への寛大な処分を求める嘆願が失敗に終わると、奥羽列藩同盟、さらに奥羽越列藩同盟を結んで新政府に敵対。盛岡藩は新政府側に転じた秋田藩領へ侵攻した。

盛岡藩の重臣桜庭氏の家臣であった月嶺の弟子田中北嶺（一八三五～一九一八）が従軍し、「戊辰役図絵・スケッチ集」（鹿角市指定有形文化財、個人蔵）を残したことはよく知られている。月村もまた秋田戦争に従軍して活躍したと伝えられる¹⁹⁾。

戊辰戦争での敗戦後に謹慎していた藩主南部利剛は、明治元年（一八六八）十一月十三日、東京へ送られた。明治二年（一八六九）三月、利剛の跡を継いだ南部利恭は版籍を奉還。六月十七日、白石藩知事に任じられたが、七月二十二日、七十万両の献金を条件に盛岡への復帰が許された。月嶺の曾孫にあたる川口丑吉氏は、祖父月村について、版籍奉還の後は赤貧の中での画業であり、白石転封の際は家財道具を売り払って出立し、盛岡に戻ってから生活は尚更のことであったと述べているが、還暦間近の月嶺の動向については言及していない。家も人に売却を頼んで出掛けたが、買手がなくそのままであったとのことで、いずれ一家は加賀野の元の家に落ち着いたらしい²⁰⁾。十月九日、月嶺は名拝領を仰せ付けられ、七之助を直七と改めた（「覚書」同日条）。

明治三年六月、月嶺こと直七は家督を嫡子亀次郎（月村）に譲り、隠居した。盛岡藩廳の家督申付書（盛岡市先人記念館蔵）には「川口亀次郎／親直七依願家督被申付／庚午六月／盛岡藩廳（印）」とある²¹⁾。七月十日、盛岡藩を廃し盛岡県が置かれた。月村は八月には書画の需要が見込めた函館に向かい、十一月、北海道開拓使出仕。明治五年（一八七二）に帰郷し、以後、画業で身を立てた。

月嶺が没したのは明治四年（一八七一）七月二十二日、妻静の死から五ヵ月後のことだった。享年六十一。

四 月嶺の交友

月嶺の交友関係にふれておきたい。月嶺と交際が厚かったことが知られるのは同じ鹿角出身の奈良養斎である。養斎は通称宮司、尾去沢銅山山先役をつとめた青山家に生まれ、同郷の奈良家に入って跡を継いだ。盛岡藩の鉱山経営に関わり、銅山方や勘定奉行などをつとめた。医業の心がけもあって「御医師御用」もつとめている（「覚書」嘉永元年八月二十四日条）。俳諧を好み、俳号を東岐といい、漢詩の素

養もあった²²⁾。

鳥山から帰郷する途中の月嶺が養斎を訪ねたことや御小納戸として同役であったことはすでに述べたが、「奈良養斎日記」（岩手県立図書館蔵）を見ると、嘉永二年（一八四九）十二月五日、養斎の嫡子猪太郎（真令）の縁組について「組合親類え相談之儀は川口七之助を以夫々及相談候也」とあって二人の親密さがうかがわれるほか、文久元年（一八六一）九月二十八日には月村が算術を学ぶため江戸へ発つと養斎に別れを告げに来ており、家族ぐるみの付き合いであったことが察せられる。

文久二年（一八六二）五月五日の端午の節句の折は、養斎の息子たちのほか「於曾氏・川口氏」「善四郎」の来訪が記され、於曾此一（おそしち）（？～一八七八）と川口月嶺、船越月江のことと思われる。養斎と月江こと船越善四郎は親戚で、慶応元年（一八六五）八月一日（八朔）には「金矢桃溪・船越月江来、書画詩俳共清興」とあって桃溪との交際も知られる。また、明治元年（一八六八）七月六日は「於曾氏・川口氏」、翌年九月九日の重陽の節句は「月嶺・善四郎」ほかの来訪が記されている。

此一は盛岡藩士で通称は啓之丞、幕末の盛岡の俳壇を席巻した人物である。月嶺も時には句や歌を詠み、養斎、此一のほかには野辺地馬城、奥寺山厚、江刺家友月、日時隆之進と交際があったといわれる²³⁾。自作短歌の短冊（盛岡市先人記念館蔵）や知山（山口秀木）・東岐（養斎）の句と月嶺画による合作「月見図」（盛岡市先人記念館蔵）、此一の句と月嶺画の合作「孤鷹図」（個人蔵）も知られている。月嶺画による俳諧の摺物がいくつか確認されており、嘉永三年（一八五〇）師走の摺物（岩手県立図書館蔵）では月嶺画の梅に東岐（養斎）、山厚、山静ら七名の句を載せている。文久二年（一八六二）夏、此一主宰とみられる摺物（個人蔵）には江戸、盛岡、黒沢尻、花巻、日詰などの俳人総勢七十名の句が載り、養斎の名もある。

月嶺は酒好きであったと言われるが、「川口七之助ハ絵の名人なれば飲めけだ」と人物評のある「夢中翁嘉言」という著者不明の書について、奈良養斎を作者とする説があることを付記しておく²⁴⁾。

五 幕末維新期の盛岡藩御絵師

月嶺が生きた時代の様相を知る上での参考として、世襲的に藩の「御絵師」をつとめてきた狩野派画人の幕末維新期の動向をまとめておく。

森保斎は嘉永三年（一八五〇）五月十八日に「奥向別段御用出精相勤候に付、御給人に被成下」（『覚書』同日条）、五月十六日に半次郎と名を改め（『覚書』同日条）、絵師を廃業して御給人となった。さらに喜左衛門と改名し（『覚書』安政六年二月二十二日条）、代官所下役などをつとめた。

藤田祐昌は慶応二年（一八六六）六月に没し、八月四日、嫡子の守湖（一八四四～？）が跡式を相続した（『覚書』同日条）²⁵。守湖は明治元年（一八六八）八月二十二日、「還俗」して「一生士分之御奉公」をつとめることを命じられ（『覚書』同日条）、十二月四日、名を守衛と改めた（『覚書』同日条）²⁶。

狩野休意は奥詰や御茶道加として「御側雑書」等に名が散見されるが、明治二年（一八六九）四月七日、二十五歳になる嫡子春碩（存信 一八四五～一九一三）については「一生之内、士分之御奉公」をさせたいと申し出（『覚書』同日条）、四月十日には春碩が名を銓太郎と改めている（『覚書』同日条）。

また、南部家では幕府表絵師の麻布一本松狩野家に五人扶持を遣わし、客分として経済的に面倒を見ていたが²⁷、安政四年（一八五七）、狩野休清は「御勝手向御難渋に付」、格別の御省略中、三人扶持を減じられ、二人扶持とされた（『御側雑書』同年二月十二日条）。子の代には寄生していた南部家を頼って盛岡に下向し、明治二年八月十八日、「御出入 狩野休円」は「下士」に召し抱えられ（『覚書』同日条）、八月二十二日、勝衛と改名した（『覚書』同日条）。

いずれも最終的には「御絵師」としてつとめることを断念した形だが、休意の嫡子春碩こと狩野存信は絵筆を捨てず、作品を多く残している。

おわりに

盛岡藩の日誌類から川口月嶺とその門弟たちの動向を追って来た。月嶺のみならず、嫡子の川口月村をはじめ、門弟の金矢桃溪、沢田雪嶺、船越月江らの藩内における職務を併せて捕捉するよう努め、月嶺一門と藩主一族との関わり、政情や世情

の変化に伴う職務の変化のあらましを明らかにすることができたと思う。月嶺の近くに楳岳や養斎の姿を確認できたことも収穫であった。

月嶺は藩主南部利済に仕えて「御絵御用」をつとめ、盛岡城大奥普請に関わる障壁画の制作等に腕をふるった。利済四男新次郎に「御画申上」、門弟たちもそれぞれ「御画御相手」をつとめた。月嶺は利済の死後、一時遠ざけられた感があるが、幕末には再び藩主南部利剛の側近くで御用をつとめ、息女郁子に絵の手ほどきもした。月嶺の別号「真象」は利剛が与えたものと伝えられており、利剛の書に月嶺画の合作「高砂図」（もりおか歴史文化館蔵、写真4）もある。門弟たちは利剛の「御画御相手」をつとめた。月嶺出仕後の奥向の「御絵御用」は一門が担ったようにみえる。しかし、彼らは藩の「御絵師」ではない。月嶺も時に御納戸御用勤めなどを命じられており、文字通りその役をつとめたものと考ええる。桃溪・雪嶺・月江には藩士としての勤めがあり、武術の修練に励んでいた。絵師としてではなく、藩士として彼らの姿をとらえ直す作業は新鮮だった。

一方、今回の調査では国元の「御絵師」の姿はなかなか見えてこなかった。御小納戸支配御絵師の狩野佐助が奥向へ献上物を致し、「御紋御上下」を拝領した記事（『奥雑書』・『覚書』安政二年四月二十一日条）が目にとまった程度である。今後調査を続け、盛岡藩の絵師たちの姿をより鮮明にしていきたい。

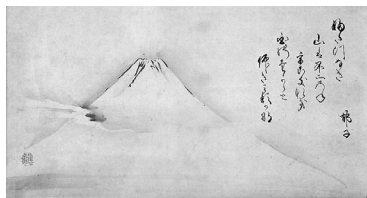


写真3 華頂宮郁子賛
川口月嶺画「富士之図」
もりおか歴史文化館蔵



写真4 南部利剛賛
川口月嶺画「高砂図」
もりおか歴史文化館蔵

謝辞

月嶺とその一門については、小原茂氏より種々のご教示を賜りました。「覚書」については、岩手県立博物館覚書研究会、同覚書編集委員会（佐藤巖代表）の研究・翻刻の成果に多くの恩恵を蒙りました。深く感謝申し上げます。

また、資料調査ならびに写真掲載にご協力をいただきました関係各位、ご助言をいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

協力者（五十音順・敬称略）

伊藤金人、太田悌子、岡聰、小原伸博、小原祐子、影山茂、川口菊、小林徹生、佐藤 琴、高田貞一、田崎農巳、時田里志、奈良東一郎、野中昭美、藤田光孝、藤田雄平、岩手県立図書館、株式会社大沢温泉、花巻市博物館、原敬記念館、盛岡市教育委員会、盛岡市先人記念館、もりおか歴史文化館

註

1 いずれの日誌も欠落している年次があることから、適宜補いつつ使用した。月嶺が出仕した弘化三年（一八四六）二月から明治三年（一八七〇）六月までの間の欠落は次のとおり。（一）内は各日誌の収録年代と現存する冊数。

なお、「御側雑書」は外題を「御側御目付留」とするものを含む。

「覚書」（天保元年、天保十二年～明治三年九月 六十七冊） 欠落 嘉永二年正月～

四月、嘉永四年正月～四月、嘉永五年正月～四月、文久二年正月～六月。

「御側雑書」（明和二年～明治二年 一二二冊） 欠落 弘化三年、弘化四年、嘉永五

年七月～十二月、嘉永六年正月～六月、安政元年七月～十二月。

「奥雑書」（寛政元年、天保十一年～安政三年 一二冊） 欠落 嘉永元年、嘉永二年

七月～十二月、嘉永三年七月～十二月、嘉永四年正月～六月。

2 月嶺・月村及びその周辺に関する主な参考文献は次のとおり。

内藤調一（十湾）「川口月嶺」（『鹿角志』巻之四・人物、内藤調一、明治四十年）

太田孝太郎「南部畫人傳 下」（『奥羽史談』第四卷第一号、奥羽史談会、昭和二十八

年七月）

奈良環之助「秋田画人伝④ 川口月嶺」（『あきた』第十六号、昭和三十八年九月）

奈良東一郎「川口月嶺像を描く」（『上津野』第十六号、鹿角市文化財保護協会、平成

三年三月）

川口丑吉編『川口家三代の画業』（盛岡市先人記念館、平成五年再版）

鹿角市教育委員会「郷土の画人 川口月嶺 ―川口月嶺絵画調査報告書―」（鹿角市教育委員会、昭和五十一年）

細野金三「藩政時代岩手画人録」（岩手美術史の会、昭和五十五年）

岩手県立博物館「昭和六十一年度第三回企画展図録 月嶺・雪蕉」（財団法人岩手県文化振興事業団、昭和六十一年）

盛岡市先人記念館「第2回テーマ展 四条・円山派の三画人」パンフレット（盛岡市先人記念館、平成二年十二月）

内田慎蔵・奈良東一郎・柴田信勝「北秋・鹿角の美術 二十人集」（無明舎出版、平成三年）

花巻市博物館「第四回企画展 盛岡藩の絵師たち―その流れと広がり―」（花巻市博物館、平成十七年十月）

岩手県立博物館「テーマ展 盛岡藩絵師 川口月嶺のまなざし」パンフレット（公益財団法人岩手県文化振興事業団、平成二十五年十月）

『盛岡市史 第八巻（復刻版）』（盛岡市、昭和五十七年）

『鹿角市史 第二巻（下）』（鹿角市、昭和六十二年）

3 一ノ倉則文「南部藩官職考 一―三」（『奥羽史談』第十五号、昭和二十九年十月／同第十六号、昭和三十年四月／同第二十六号、昭和三十四年六月、奥羽史談会）

大正十三造『南部盛岡藩史畧』（杜陵印刷、昭和五十八年）

工藤利悦『盛岡市文化財シリーズ第38集 盛岡藩歴史史料ガイドⅠ』（盛岡市教育委員会文化課、平成十四年）

工藤利悦「盛岡藩の記録類解題」（『近世こもんじょ館』きろく解読館 <http://www.komonjokanet/cgi-bin/komon/index.cgi?cat=kirokukan>）

4 「身帯帳 弘化四年春改従五拾石以下諸士諸組付迄」（岩手県立図書館蔵）

梅原廉編・工藤利悦監修『盛岡藩・諸職人の系譜』（南部美術工芸史研究会、平成十二年）

5 前掲註2「南部畫人傳 下」、「海野梅岳」の項で太田は出典を「南部藩家老席日記『雑書』」としているが、「雑書」ではなく「御側雑書」である。

6 海野梅岳「三十六俳仙像」（岩手県立図書館蔵）、前掲註2太田論文

7 小原茂「月嶺筆」年中御用控」（『岩手の古文書』第九号、岩手古文書学会、平成五年三月）

- 8 「内史署 后十七」、「『岩手史叢 第5巻 内史署(5)』(『岩手県文化財愛護協会、昭和五十年』) 四六六頁。
櫻井敏雄・松岡利郎「城郭・陣屋内の樓閣建築再考」(『近畿大学理工学部研究報告』第四十二号、平成十八年九月)に「盛岡城本丸聖長樓推定復元見取り図」がある。ほかに参考文献として松岡利郎「盛岡城の建築」(『城郭史研究』第十四号、日本城郭史学会、平成六年三月)。
- 9 前掲註8 「内史署 后十七」、四六〇頁。
- 10 前掲註8 「内史署 后十七」に同じ。
- 11 「覚書」のほか、「御側雑書」、「奥雑書」にも同様の記事がある。当初は御側御用人の指示で奥詰の月嶺と御小納戸支配の狩野佐助に御絵像の制作が命じられたものの、御絵師の藤田祐昌に命じられることとなって家老席の管轄に移行したものとみえる。
- 12 阿部守雅・千葉一大「盛岡藩の御抱絵師」(『岩手県立博物館研究報告』第十五号、平成九年三月)
阿部守雅「藤田家資料に見る盛岡藩御絵師」(『岩手県立博物館研究報告』第十七号、平成十一年十二月)
- 国元での肖像画制作を見合わせ、江戸で狩野休意に命じられたことは「覚書」等にはみえず、藤田祐昌「嘉永七寅年萬心扣帳」(『岩手県立博物館蔵』)による紹介されている。
- 祐昌は六月十五日に「八幡角屋敷七之助宅」に行っており、月嶺は盛岡八幡宮門前にあった「角屋敷」に住んでいたようだが、後に雪嶺(沢田市郎太)が「八幡角御屋鋪見守」を命じられた記事があり(『御側雑書』安政四年十一月十一日条)、それ以前から空家となっていた様子で、月嶺は役職を免じられるとともに転居したものと思われる。
- 13 前掲註2 「川口家三代の画業」七十頁に許状の写真が掲載されている。
- 14 前掲註12阿部論文。
- 15 前掲註12阿部・千葉論文。
- 16 花巻新渡戸記念館『第三回企画展 花巻の文人たち―歌人と俳人―』(花巻新渡戸記念館、平成四年四月)
- 17 菊池悟朗編『南部史要』(熊谷印刷出版部、昭和五十五年第五版 二八二頁)。
- 18 柳澤弘志「奈良養斎(宮司)と鹿角の文教」(『上津野』第十二号、鹿角市文化財保護協会、昭和六十二年三月)

- 19 前掲註2 「川口家三代の画業」六五頁。
 - 20 前掲註19に同じ。
 - 21 前掲註2 「川口家三代の画業」をはじめ、月嶺の隠居を慶応二年(一八六六)六月とするものがあるが、「盛岡藩士族書上帳(明治四年)」、「盛岡藩士族旧禄所務書上帳(明治三年)外五編連記」(旧盛岡藩士桑田、平成八年)三四二頁においても亀次郎(月村)は「明治三年六月十四日家督、明治三年七月十二日盛岡県貴属士族被仰付」とされている。
 - 22 柳澤弘志「奈良宮司と尾去沢鉦山」(『上津野』第十一号、鹿角市文化財保護協会、昭和六十一年三月)
 - 23 『岩手日報』明治四十四年六月二十四日付、大正二年一月二十八日付。小原茂氏のご教示による。
 - 24 那須川澄男「奈良宮司(養斎)と『夢中翁嘉言』関係史料」(『岩手史学研究』第八十七号、岩手史学会、二〇〇四年三月)
 - 25 前掲註12阿部・千葉論文、阿部論文ともに藤田家の位牌に「恵迪齋祐昌信士 慶応三寅六月十二日 俗名祐昌 行年六十一才」とあることを紹介しているが、「覚書」慶応二年八月四日条には「親祐昌存生之内願之通、跡式無相違被下置候間、家業精出可申候、於席申渡之」とあり、祐昌の没年は寅年にあたる慶応二年とみられ、逆算すると生年は文化三年(一八〇六)となる。「盛岡諸家忌辰録」、「盛岡市史 第八巻(復刻版)」(昭和五十七年)七九三頁では命日を慶応二年六月十五日としている。
 - 26 藤田家については前掲註12阿部論文に詳しい。
 - 27 前掲註12阿部・千葉論文。
- (さいとう・りか／岩手県立博物館 〒〇二〇ー〇一〇二 盛岡市上田字松屋敷三四)

要旨

絵師川口月嶺は盛岡藩に召し抱えられ、武士の身分を持った。「覚書」や「御側雑書」など盛岡藩の日誌類には、奥詰や小納戸の役職にあつて御絵御用をつとめる月嶺の姿が記録されている。藩お抱えの世襲の「御絵師」とは異なる側面を持つ月嶺の事蹟を年代順に追い、職務の一端を明らかにする。

キーワード 川口月嶺、盛岡藩、絵師、覚書、御側雑書